

進路便り No. 6

今回は、障がい福祉サービスの利用申請について説明します。3年生で卒業後、福祉サービス（介護給付費・訓練等給付費）の利用を考えている人は10月から、利用申請が始まりますので、よく読んでおいてください。

障がい福祉サービス利用申請について

- 対象者:**今年度卒業予定の3年生で、障がい福祉サービスの利用を考えている人
 (例) 就労移行支援・就労継続支援A型・就労継続支援B型・共同生活援助(グループホーム)
- 申請期間:**令和6年10月1日(火)～令和6年10月31日(木)
- 申請場所:**居住している市町村の福祉課申請窓口
- 提出書類:**支給申請書兼利用者負担減額・免除等申請書、世帯状況・収入等申告書、
 マイナンバー確認書類(写し)、医療保険の被保険者証(写し)、障害者手帳(写し)
 ※現在受けているサービス等がある場合には、必要書類が変わります。

サービス利用までの流れ

随時	・進路相談	生徒・保護者 → 学校
随時	・希望事業所の見学・実習	生徒・保護者 → 障がい福祉サービス事業所
10/2～ 10/31	・申請	生徒・保護者 → 市町村窓口
役場より依頼書到着	・サービス等利用計画案作成依頼	生徒・保護者 → 相談支援事業所
11月～ 12月頃	・聴き取り調査	市町村委託事業所 → 生徒・保護者
随時	・サービス等利用計画案提出	生徒・保護者 → 市町村窓口
3月下旬	・支給決定通知・受給者証交付	市町村 → 生徒・保護者
3月下旬	・サービス等利用(本)計画作成	相談支援事業所 → 生徒・保護者
4月	・契約・サービス利用開始	本人・保護者 → 障がい福祉サービス事業所

以上がサービス利用までの流れになります。この他にも、利用するサービス(就労継続支援A・B型事業所等)によっては、アセスメントが必要になります。時期や実施場所については、誕生日や居住地によって異なります。また、相談支援事業所からもサービス等利用計画作成にあたっての聞き取りや面談があります。

事前の進路相談でよく打ち合わせをしておいてください。

大変煩雑な手続きになりますが、これらの手続きなしにはサービスを利用することはできません。保護者の方におかれましても、お忙しいとは思いますが、ご理解ご協力のほどよろしくお願いします。

ご不明な点がありましたら、担任または進路指導課までご相談ください。